

令和7年第2回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年2月6日（木）午前10時00分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和7年第1回白井市議会定例会について
・提案予定の議案等について
・会期日程及び議事日程について
(2) その他
4. 出席委員 柴 田 圭 子 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長
石 井 恵 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
田 中 和 八 委 員・徳 本 光 香 委 員
岩 田 典 之 議 長
5. 欠席委員 秋 谷 公 臣 副 議 長
6. 説明のための出席者
市 長 笠 井 喜久雄
総務部長 永 井 康 弘
総務課長 齊 藤 祐 二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松 岡 正 純
主 査 補 會 卓 也
主 事 金 子 直 史

会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。早いものでもう3月議会の議事日程を決める時期になりました。たくさんありますので、しっかり日程調整のほう、協議をお願いしたいと思います。その後も幾つか話し合うことがございますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より、御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和7年第1回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき誠にありがとうございます。第1回の市議会定例会は、2月13日木曜日午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

市から提案いたします案件は、教育委員会委員の任命についてなど人事案件が2件、白井市都市計画事業基金条例の制定についてなど条例に関する案件が14件、損害賠償の額の決定について1件、白井市道路線の認定について1件、令和6年度一般会計ほか3会計の補正予算に関する案件が5件、令和7年度一般会計ほか5会計の当初予算に関する勘定が6件の合わせて29議案になります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 よろしくお願ひします。

○松岡議会事務局長 委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和7年第1回白井市議会定例会についてのうち、提案予定の議案等についてを議題といたします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 それでは皆様、改めましておはようございます。

令和7年第1回市議会定例会に付議します議案等につきまして説明のほうさせていただきます。

議案は市長からありましたとおり、全部で29議案となります。資料に基づいて説明させていただきます。

まず議案第1号 教育委員会委員の任命について。所管課は教育総務課と総務課になります。教育委員会委員である中里敏康氏の任期が令和7年3月31日で満了となるため、中里敏康氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の同意を求めるものです。

中里氏の住所は白井市根、生年月日は昭和46年9月9日です。

議案第2号 監査委員の選任について。所管課は監査委員事務局と総務課になります。監査委員であります河合謹爾氏の任期が令和7年3月31日で満了となるため、河合謹爾氏を再任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

河合氏の住所は印西市、生年月日は昭和21年10月2日です。

議案第3号 白井市都市計画事業基金条例の制定について。所管課は都市計画課です。白井市都市計画事業基金を創設するため、条例を制定するものです。

主な内容ですが、都市計画事業の財源となります都市計画税に生じた残額を適切に管理し、翌年度以降の事業の財源とすることを可能とするため、新たに基金を設置するものです。

施行期日は公布の日としております。

続きまして議案第4号 白井市犯罪被害者等支援条例の制定について。所管課は市民活動支援課です。

市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めるため条例を制定するものです。

主な内容ですが、犯罪被害者等の権利及び犯罪被害者等への支援に係る基本理念を定めるもの。市、市民等及び事業者の責務を定めるもの。市が行う支援の内容として、相談・情報の提供、安全の確保、見舞金の支給、経済的負担の軽減、居住の安定、訴訟・執行手続及び民間支援団体等への支援を定めるものでございます。

施行期日は令和7年4月1日としております。

続きまして議案第5号 白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例の制定について。所管課は健康課です。

路上等における受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

主な内容ですが、市、市民等及び事業者の責務を定めるもの。喫煙を禁止する重点区域の指定について定めるもの。違反者への指導及び過料について定めるものです。

施行期日は令和 7 年 10 月 1 日としております。

議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。所管課は総務課です。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

主な内容ですが、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、白井市公害防止条例外 5 条例について、所要の規定の整理を行うものです。

施行期日は令和 7 年 6 月 1 日としております。

議案第 7 号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。所管課は人事課でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例を整備するものです。

主な内容ですが、育児及び介護を行う職員のうち深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求ができる職員の対象が、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員にまで拡大されること等に伴いまして、「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について、所要の規定の整理を行うものです。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日としております。

議案第 8 号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は生涯学習課、教育支援課、総務課でございます。

白井市放課後子どもプラン推進委員会及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、放課後子どもプランを推進するための指針となります「白井市放課後子ども総合プラン行動計画」の策定を完了いたしまして、一定の方向性を示したことに加えて、今後は「しろいこどもプラン」を所掌する白井市子ども・子育て会議で放課後子どもプランの推進に関する事項を担うこととしたことから、白井市放課後子どもプラン推進委員会を廃止するもの。

それから、令和 7 年 9 月から桜台小学校及び桜台中学校の給食が学校給食センターによる提供になることから、白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会を廃止するものです。

施行期日は公布の日でございます。

続きまして議案第 9 号 白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、法改正に伴い引用条項のずれが生じるため、語句の整理を行うものです。

施行期日は令和7年4月1日としております。

続きまして議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。所管課は人事課です。

令和6年人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、令和7年度からの一般職の職員の給料及び諸手当の見直し、会計年度任用職員の勤勉手当の改定等を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、優秀な職員が早期昇格した場合のメリット拡大、民間人材を採用する際の初任給の増額等を図るため、一般職職員の給料表の号給を整理するもの。扶養手当につきまして、配偶者に係る手当を廃止、それから子供に係る手当の増額を行うもの。通勤手当につきまして、対象に有料の道路が含まれることを明確にするとともに、1月当たりの支給額の上限を引き上げること。管理職員特別勤務手当につきまして、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもの。令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当につきまして、支給割合を6月期と12月期で均等化するために支給率を改定するもの。住居手当につきまして、新たに定年前再任用短時間職員及び暫定再任用職員にも支給可能とするものです。

施行期日は令和7年4月1日ほかとしております。

なお、令和7年4月からの給与改定の内容等につきましては、午後の議員全員協議会のほうで、人事課のほうから改めて説明をさせていただきます。

続きまして議案第11号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は課税課です。

所得税法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、寄附金税額控除につきまして、公益信託制度の変更に伴う語句の整備を行うものです。

施行期日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。

議案第12号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課、総務課でございます。

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴いまして、また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づきます事務の一部について千葉県から権限の委譲を受けるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、簡易な構造計算の対象となる建築物の範囲が拡大されたことに伴いまして、確認申請等の手数料を変更するもの。大規模の修繕・模様替、建築設備に関する

確認等が限定特定行政庁の事務に追加されたことに伴い、新たな手数料を定めるもの。原則といたしまして、全ての新築住宅及び非住宅に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられたことに伴い、新たな手数料の設定等を行うもの。建築物エネルギー消費性能認定制度が廃止になったことに伴い、当該事務に係る手数料を廃止するもの。宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部につきまして、千葉県から権限の委譲を受けることに伴い、新たな手数料を定めるものです。

施行期日は令和7年4月1日ほかとしております。

続きまして議案第13号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課です。

内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士でなくても管理栄養士国家試験を受験できることとされたことに伴いまして、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提とした運営基準の規定に管理栄養士を加えるものです。

施行期日は令和7年4月1日としております。

議案第14号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課です。

厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士でなくても管理栄養士国家試験を受験できることとされたことに伴い、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提とした人員配置基準の規定に管理栄養士を加えるものです。

施行期日は令和7年4月1日としております。

なお、議案第13号、14号が改正の主な内容が全く同じ内容となっておりますが、こちらそれぞれ改正に至る基準の改正理由が異なるということで、別々の議案ということで提案のほうさせていただいております。

続きまして議案第15号 白井市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は上下水道課です。

水道法施行令等の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件区分に、土木工学科（土木科）以外の課程を修めて卒業した者、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者等を加えるもの。布設工事監督者及び水道技術管理者に必要とされます実務経験年数を緩和するものです。

施行期日は令和7年4月1日としております。

議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す

る条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は人事課です。

令和３年に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴いまして、整備条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、地方公務員の定年引上げにおける再任用職員に関する経過措置を定める附則について、改正法の引用条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

施行期日は令和７年４月１日としております。

議案第17号 損害賠償の額の決定について。所管課は市民課です。

戸籍電算システム機器の賃貸借契約の変更に伴います損害賠償の額を決定したいので議会の議決を求めるものです。

主な内容ですが、地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴いまして、戸籍電算システムに関する機器の一部が不要となることから、賃貸借契約を変更する必要があるため、当該契約変更に伴う損害賠償金を支払うものです。

賠償の相手方ですが、柏市若柴字入谷津１番195、株式会社ディー・エス・ケイ代表取締役社長、今井信幸。損害賠償の額が220万9,900円です。

議案第18号 白井市道路線の認定について。所管課は道路課です。

市道路線を認定するもので、市道04-228号線外４路線でございます。

続きまして議案第19号 令和６年度白井市一般会計補正予算（第10号）。所管課は財政課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,704万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億7,926万9,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算、生活保護扶助に要する経費につきまして、医療扶助や受給世帯の増加等に伴い予算の不足が見込まれることから、不足額を補正するものです。

なお、こちらにつきましては、生活保護費の支払いの関係から、初日の採択をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして議案第20号 令和６年度白井市一般会計補正予算（第11号）。所管課は財政課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,095万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億9,022万6,000円とするものです。

主な補正内容ですが、市税の収入見込額の増や地方交付税の追加交付に伴い歳入予算を増額するもの。事業の終了に伴う事業費の確定、入札差金の発生による不要額の確定等、予算整理を目的として歳出予算を減額するもの。保育所入所児童委託料について、人事院勧告に伴う人件費の公定価格改定により増額するもの。国の補正予算で学校施設環境改善交付金の予算が計上されたことに伴い、令和７年度に実施を予定していた桜台小・中学校の施設改修等事業が採択されたことから、事業を前倒して実施するものでございます。

続きまして議案第21号 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ388万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,332万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、特定保健指導及び特定健康診査未受診者勧奨に係る委託料について、対象者が当初の見込みを下回ったことから、不用額を減額するものです。

続きまして議案第22号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)。所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,394万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,860万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、介護相談員の介護事業所への訪問回数、緊急通報装置事業の利用者数、紙おむつ給付事業の利用者数及び物価上昇の実績等が当初の見込みを下回ったため、不用額を減額するもの。令和5年度地域支援事業支援交付金の交付確定に伴う返還金について、令和6年度の交付金と相殺することとしたため、不用額を減額するものです。

議案第23号 令和6年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,455万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,739万4,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、被保険者数の増加による保険料収入の増加等に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の所要額を増額するものです。

議案第24号から議案第29号につきましては、令和7年度の当初予算の説明となります。こちら、この場につきましては予算規模等を前年度比の説明とさせていただきます。

議案第24号 令和7年度白井市一般会計予算。所管課は財政課です。

歳入歳出予算といたしまして、総額が238億9,139万4,000円。前年度比で25億2,446万7,000円、11.8%の増となっております。

議案第25号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算といたしまして、総額が59億1,496万2,000円。前年度比で1億4,048万2,000円、2.3%の減となっております。

議案第26号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定予算。所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算といたしまして、総額が43億4,703万8,000円。前年度比で2億3,243万7,000円、5.1%の減となっております。

議案第27号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計予算。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算といたしまして、総額が10億8,723万3,000円。前年度比で1,582万9,000円、1.5%の増となっております。

議案第28号 令和7年度白井市水道事業会計予算。所管課は上下水道課です。

収益的収入及び支出の予算といたしまして、収入及び支出予算額で6億2,625万8,000円。前年度比で4,011万円、6%の減でございます。

それから、資本的収入及び支出のうち、資本的収入予算額、1億2,269万3,000円。前年度比で1億201万9,000円、493.5%の増。資本的支出の予算額が1億8,758万9,000円で、前年度比1億741万2,000円、134%の増となっております。

議案第29号 令和7年度白井市下水道事業会計予算。所管課は上下水道課です。

収益的収入及び支出の予算額としまして、15億1,791万円。前年度比で3,659万6,000円、2.5%の増。

資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予算額が4億3,018万3,000円。前年度比で1億3,479万6,000円、45.6%の増。資本的支出の予算額が5億3,329万9,000円。前年度比で1億1,971万円、28.9%の増でございます。説明のほうは以上でございます。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、補足説明を求めないので、退席をお願いいたします。ありがとうございました。

では次に、議会事務局長より、請願・陳情、一般質問等、会期中に議題となる件についての説明を求めます。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、請願・陳情、一般質問について御説明いたします。

今回、請願の受理はございませんでした。

陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表を御覧ください。今回、陳情3件が提出されております。

受理番号第5号、令和6年11月20日受理。政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情。陳情者は千葉県の行政環境を良くする会、代表、山田信治。住所は習志野市屋敷1-17-3-303です。陳情事項は2項目。1、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読することで、心理的な圧力を感じたという実態が本当かどうかを職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。2、仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、以後圧力を受ける職員が出ないように先行自治体の事例を参考に、適切に対処して下さい。

次に、受理番号第1号、令和7年1月14日受理。件名は、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情。陳情者は伊藤 豪。住所は東京都八王子市館町1821-122です。陳情事項は1項目。議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるように、図をつくり、自治体のホームページで公開してほしいです。「議案の審議結果」「意見書・決議の審議結果」「請願・陳情の審議結果」について、そうしてほしいです。また、それを見やすいものにしてほしいです。

次に、受理番号第2号、令和7年1月14日受理。件名は、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情。陳情者は伊藤 豪。住所は東京都八王子市館町1821-122です。陳情事項は2項目。1、自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する。2、「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書（案）の表紙の次のページ、一覧表（案）を御覧いただきたいと思います。

今回15名の委員の皆様から、28項目、通告を頂いているところでございます。

以上でございます。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では次に、議長より、議案の付託委員会について、説明をお願いいたします。

○岩田議長 提案予定されている議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。ただいま議長より説明がありました議案の付託委員会について、意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。

議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、議長より陳情の取扱い等について説明をお願いいたします。

○岩田議長 今定例会における陳情3件は、3件とも市外からの陳情となりますので、

政令のとおり議長報告にしたいと思っています。

以上です。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。ただいま議長より説明のありました陳情の取扱いについて意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。

陳情第5号第1号及び第2号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたします。

次に、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

議事日程、会期日程についてなのですが、昨日、四役会議がございまして、一般質問、今回15人で、当初は一般質問として3日間、ずっと年間スケジュールの中で取っているのですが、1日5人が3日間ということで、執行部のほうも、また議会側も、かなりしんどいのではないかという意見も出まして、一応4日間取るとということで日程案をつくってみてもらっています。そのことについての説明を求めたいと思います。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明をいたします。

初めに、会期日程（案）についてでございます。お手元に配布の会議日程（案）を御覧ください。

会期につきましては、2月13日から3月24日までの40日間としています。

初めに、2月13日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、議案第1号から議案第29号についてまで一括上程、提案理由の説明、議案第1号、第2号及び第19号の議案内容の説明、質疑、討論、採決。ただし、議案第1号及び第2号は人事案件のため、議案内容の説明はございません。

次に、議案第3号から議案第18号まで及び議案第20号から議案第29号までについて、議案内容の説明となります。

一般質問につきましては、今回15人の通告がありましたので、2月18日に4名、19日に4名、21日に4名、25日に3名で案を作成しております。

また、2月18日の正午は、大綱的質疑、総括質疑の締切りとなります。

次に、2月26日につきましては、議案第3号から議案第18号まで及び議案第20号から議案第23号までについて、大綱的質疑の後、常任委員会への付託。

○柴田委員長 29号。

○松岡議会事務局長 失礼いたしました。議案第20号から議案第23号までについて、大綱

的質疑の後に常任委員会への付託を行いまして、議案第24号から議案第29号までについて、総括質疑の後、予算審査特別委員会を設置しまして、特別委員会付託となります。

次に、2月27日、28日、3月3日につきましては、各常任委員会の開催となります。

次に、予算審査特別委員会を3月4日に市民環境経済部と都市建設部、6日に福祉部と健康子ども部、10日に教育部、12日に総務部と企画財政部を審議し、討論、採決を行う予定としております。最終日を3月24日として、各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

会期日程（案）は、以上のとおりになります。

続いて議事日程（案）ですけれども、お手元に配付の議事日程（案）を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、議案29件及び一般質問となります。日程第33、陳情第5号から日程第35、陳情第2号までについては、市外からの陳情であるため、議長報告となりますので、（案）が取れる段階で、議事日程からも削除をいたします。

なお、議案第1号、2号及び19号につきましては、初日採決が予定されており、通常であれば、議案第19号は日程の後ろにするとところでございますけれども、議案第20号も同様の一般会計補正予算であるため、説明順序を逆転させないほうがよいと考え、議案第1号及び2号と併せて先に採決するという日程案をさせていただきました。

また、最終日である3月24日に、刑法及び番号利用法等の改正に伴う白井市議会の個人情報保護に関する条例の改正並びに先の議会運営委員会で協議していただきましたオンライン会議に係る委員会条例及び会議規則の改正を予定しております。

説明は以上でございます。

○柴田委員長 ただいま説明がありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 一般質問を3日ではなくて4日にするという案を今はお示しをいたしました。今日見せられて今日というのもあれかもしれないけれども。

徳本議員。

○徳本議員 今の一般質問、4人ずつと最後が3人という案だと、予算審査特別委員会の初日の前まで常任委員会があるというのが、準備が大変だなという。今、気になっていて。私個人としては、1日5人で、連休前に一般質問が済んで、その後は議案と予算のことに集中するという日程がいいなと思っています。

以上です。

○柴田委員長 そういう意見が出ましたけれども、ほかの方どうでしょうか。

議長。

○岩田議長　ちなみに、3日案のバージョンというか、それもお示ししてから話を続けてください。お願いします。

○柴田委員長　比べてみていただいて、改めて御意見を頂ければと思います。
暫時休憩しますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長　暫時休憩です。

(00:52:55～00:56:13)

○柴田委員長　会議再開いたします。

会議日程についてなのですが、一般質問、5人掛ける3日間ではなく、4人、4人、4人、3人という4日間で組み直して進めるということで、一応決めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長　それでは、そのように決定をいたします。

それでは、会議日程(案)については、会議を2月13日から3月24日までの40日間とし、2月13日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、議案第1号から議案第29号についてまで一括上程、提案理由の説明、議案第1号、第2号及び第19号の議案内容の説明、質問、質疑、討論、採決。次に、議案第3号から議案第18号まで及び議案第20号から議案第29号までについて、議案内容の説明となります。

一般質問については、2月18日に4名、19日に4名、21日に4名、25日に3名で、2月18日の正午は、大綱的質疑及び総括質疑の締切りとなります。

2月26日については、議案第3号から議案第18号まで及び議案第20号から議案第23号までについて、大綱的質疑の後、常任委員会への付託、議案第24号から議案第29号までについて、総括質疑の後、予算審査特別委員会を設置して、特別委員会付託とし、発議案及び決議案の提出締切りは午後5時となります。

最終日、3月24日は、各委員会に付託された議案等について、各委員長の審査経過及び結果報告に対する質疑、討論、採決となります。

議事日程(案)については、日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、議案29件及び一般質問とし、日程第37、陳情第5号から日程第39、陳情第2号までについては、市外からの陳情のため、議長報告となります。

また、最終日には、4件の例規改正発議案を予定しています。

以上の内容について、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長　異議なしと認め、さよう決定いたします。

では議題2です。その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 次に、議長からありましたらお願いいたします。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

○松岡議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長